

スピンオフ時における新規上場日の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

目 次

(ページ)

- ・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次 第1編 (略) 第2編 株券 第1章 (略) 第2章 新規上場 第1節～第5節 (略) 第6節 雑則 (第223条—<u>第226条</u>) 第3章～第7章 (略) <u>(上場会社が行う剰余金の配当により新規上場申請に係る株券が割り当てられる予定である場合の特例)</u> <u>第226条</u> 上場会社が行う剰余金の配当により新規上場申請に係る株券が割り当てられる予定である場合 (当該剰余金の配当の直前において新規上場申請者が当該上場会社の子会社である場合に限る。) であつて、当取引所が適当と認めるときにおける当該株券についての <u>第205条第1号並びに第2号a及びb (第206条第1号による場合を含む。)</u>、<u>同条第12号 (第211条第6号及び第217条第7号による場合を含む。)</u>、<u>第206条第2号 (第212条第3号及び第218条第2号による場合を含む。)</u>、<u>第211条第1号及び第2号 (第212条第1号による場合を含む。)</u>並びに<u>第217条第1号 (第218条第1号による場合を含む。)</u> (第205条第1号、同条第2号a及びb、第211条第1号及び第2号並びに第217条第1号の規定にあつては、<u>第713条第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「上場の時」又は「上場日」とあるのは「<u>新規上場申請に係る株券の割当てを行う剰余金の配当の効力発生日</u>」とする。 付 則 この改正規定は、令和7年9月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に新規上場を行うことが見込まれる者から適用する。	目次 第1編 (略) 第2編 株券 第1章 (略) 第2章 新規上場 第1節～第5節 (略) 第6節 雑則 (第223条—<u>第225条</u>) 第3章～第7章 (略) (新設)

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 規程第205条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>上場会社が行う剰余金の配当により新規上場申請に係る株券が割り当てられる予定である場合には、前各号の規定に準じて算定した上場日(当該株券が規程第226条の規定の適用を受ける場合には、当該剰余金の配当の効力発生日)における新規上場申請者の株主数及び流通株式の数について審査を行うものとする。</u> (10) (略) 2～11 (略) 付 則 この改正規定は、令和7年9月16日から施行し、この改正規定施行の日以後に新規上場を行うことが見込まれる者から適用する。	(内国会社の形式要件の取扱い) 第213条 規程第205条第1号に規定する株主数並びに同条第2号に規定する流通株式の数及び上場株券の数については、次の各号のとおり取り扱うものとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>新規上場申請者が、上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であつて、当該人的分割前に新規上場申請が行われた場合には、前各号の規定に準じて算定した上場日における新規上場申請者の株主数及び流通株式の数について審査を行うものとする。</u> (10) (略) 2～11 (略)